

まち・ひと・しごと創生担当大臣  
石破茂様

# 国の施策等に関する 提案・要望書

(平成28年7月)

鳥取県自治体代表者会議  
鳥取県地方分権推進連盟

鳥取県知事	平井伸治
鳥取県議会議長	齊木正義
鳥取県市長会長	深澤研二
鳥取県市議会議長会長	岡空昌司
鳥取県町村会長	小林哲
鳥取県町村議会議長会長	光井

## 地方創生の着実な推進について

### 《提案・要望の内容》

○地方創生は本格的な事業推進段階にあり、地方がその地域の実情に応じた息の長い取組を継続的かつ主体的に進めていくために、平成28年度地方財政計画にも計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」を継続し、十分な一般財源総額を確保すること。

○地方創生推進交付金についても、地方の創意工夫による大胆な取組を展開できるよう十分な規模を確保し継続的なものとするとともに、手続きを簡素化したうえで、制約を大胆に排除するなどより自由度の高い制度内容となるよう、一層の制度拡充を図ること。

加えて、「地方創生推進交付金」に係る財政負担については、平成29年度以降も、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に、地方財政措置を講じること。

○政府関係機関移転基本方針（平成28年3月22日まち・ひと・しごと創生本部決定）に基づき、地方移転を行うとされた機関については、関係者協議を国が主体となって精力的に進め、速やかな移転実現を図ること。

なお、移転先自治体に新たな経費負担が生じることのないよう、国の機関としての機能確保や共同研究の実施など地方関係機関との連携を踏まえ適切な体制を整えること。

また、これをもって取組を終えることなく、東京一極集中の是正や地方への人の流れを加速化する観点から、第2弾の移転検討を行うなど国家戦略として大胆かつ継続的な政府関係機関の地方移転を進めること。

併せて、ICTを活用したテレビ会議やテレワーク等、中央省庁の移転に係る実証実験（社会実験）については、中央省庁のほか独立行政法人も含めて行うこと。

# 広域観光周遊ルートの実施主体となる広域連携DMOへの支援について

## 《提案・要望の内容》

○国として、日本版DMOの設立を推進していることから、その円滑な業務運営のため「広域観光周遊ルート形成計画」の実施主体であるDMOの組織運営に対して支援措置を講じること。

- ※地方創生推進交付金は広域連携DMOの運営等に対する支援も対象としているが、観光庁の広域周遊ルートに認定された場合には、実施主体であるDMOは支援対象から除外される。
- ※そのため、観光庁により「広域観光周遊ルート形成計画」に認定された「縁の道～山陰～ Route Romantique San'in」ルートの実施主体である山陰インバウンド機構(日本版DMO候補法人)は、地方創生推進交付金の対象から除外され、DMOの組織運営等に国からの支援が受けられない。

## <参考>

### 1 広域観光周遊ルート形成促進事業について

- ・広域観光周遊ルート形成計画の認定を受けると、地方負担額と同額程度の事業を国も負担するなど、関係省庁も地域が推進する取組をパッケージで支援する。ただし、この広域観光周遊ルート形成促進事業では、DMOの人件費や事務費等は支援されない。
- ・国(運輸局)による直接執行であるため、地方の自由度が低い。(資産となるような物品、システムの購入ができない。)
- ※「縁の道～山陰～ Route Romantique San'in」は平成28年6月14日に国土交通大臣に認定された。(実施主体 山陰インバウンド機構)

### 2 地方創生推進交付金と日本版DMO候補法人について

- (1) DMOの事業や組織運営に係る経費について地方創生推進交付金が活用できるが、そのためには「日本版DMO候補法人」への登録が必要。(山陰インバウンド機構は4月22日に登録済)
- (2) 地方創生推進交付金の活用については、まち・ひと・しごと創生総合戦略で、以下のとおり定められている。

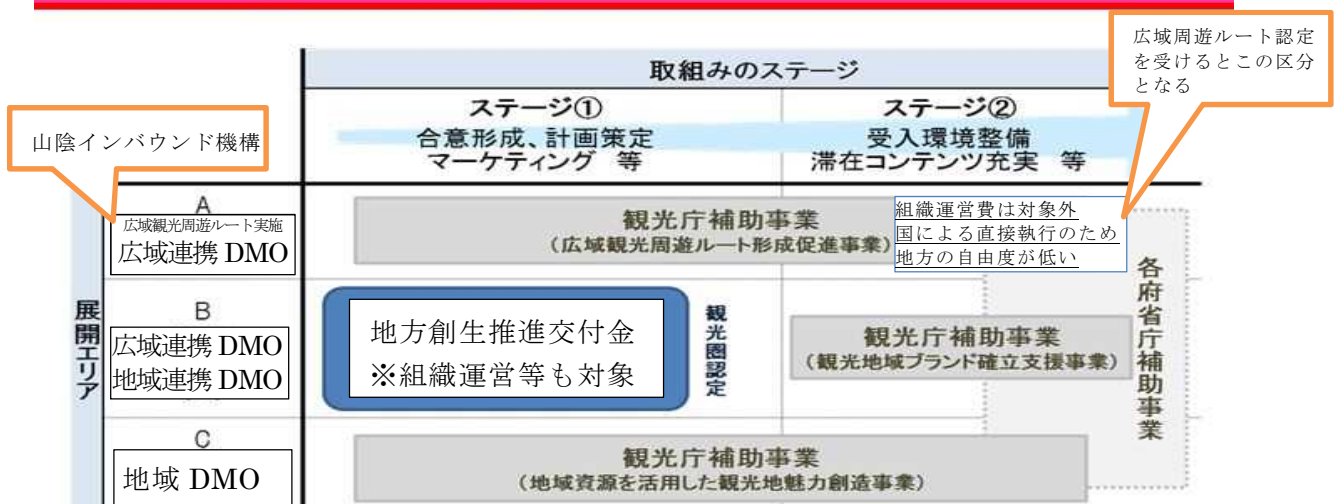
まち・ひと・しごと創生総合戦略～抜粋～

「地域観光まちづくり」に関しては、広域周遊ルートや単独地方公共団体の取組はそれぞれの既存の補助金(※)で支援し、複数地方公共団体が観光圏認定(複数市町村によるものを想定)を目指し日本版DMOを形成する取組を「地方創生推進交付金」で支援する。

(※) 広域観光周遊ルートについては「広域観光周遊ルート形成促進事業」による支援を指す。

⇒ 山陰インバウンド機構は日本版DMO候補法人であり、地方創生推進交付金の対象となりうるが、「広域観光周遊ルート」の実施主体であるため当該交付金の対象とならず、組織運営経費部分の支援が受けられない。

## 日本版DMOに関する支援のイメージ



\* 地域連携DMOは、「複数の市町村」によるケース、「都道府県相互もしくは都道府県と市町村」によるケースが想定される。